

令和8年度 しまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金
公募要領（第1回）

1. 目的

2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、島根県内（以下「県内」という。）の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業者等が実施する高効率省エネ設備の導入を支援することで、産業振興につながる温暖化対策の加速化を図ることを目的とする。

2. 補助金の交付対象者

本補助金の補助対象者は、交付要綱別表1に定める者であって、下記の(1)～(3)に掲げる要件にすべて適合するものをいう。

【交付要綱別表1】

要件
・交付要綱第3条第2号に定める中小企業者等に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者 オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- (1) 交付要綱第3条第1号で定める「しまねストップ温暖化宣言事業者」であること。
- (2) 島根県税の未納の徴収金がないこと。
- (3) 役員及び経営に実質的に関与する者が暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

3. 補助対象事業

(1) 要件

補助事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 別表2の事業区分ごとに要件欄に掲げるとおりとする。
- (2) 補助事業は、交付決定日以降に事業着手し、原則として、補助金の交付決定を受けた年度の1月31日までに完了するものであること。

- (3) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (4) 本補助金の他に、県の他の補助金等を得て実施するものではないこと。
- (5) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。
- (6) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

【交付要綱別表2】補助事業の要件

事業区分	要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1に該当する中小企業者等の県内の事業所に導入するものであること。 ・商用化され、導入実績がある設備であり、かつ、中古のものでないこと。 ・県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者から購入するものであること。
高効率空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の空調機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
高機能換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること (b) 必要換気量（1人あたり毎時30 m³以上※）を確保すること (c) 熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p>
高効率照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・調光制御機能を有するLEDに限る。
高効率給湯機器	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
コージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

(2) 補助対象経費及び補助率等

本補助金の補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、交付要綱別表3に定めるものであること。

【交付要綱別表3】補助事業の補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助対象経費※1	補助金の額※2	補助限度額※3
高効率空調機器	設備の購入及び工事に要する経費	補助対象経費に <u>1 / 3</u> を乗じて得た額	上限: <u>500 万円</u> 下限: <u>15 万円</u>
高機能換気設備			
高効率照明機器			
高効率給湯機器			
コージェネレーションシステム			

※1) 消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除く。

※2) 事業区分ごとに算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

※3) 補助限度額は、事業区分ごとに算定した補助金の額を合計した額を適用する。

4. 採択基準

本補助金の補助対象者は、下記の(1)～(8)に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 本事業によるCO2削減の効果が高いこと。
- (2) 本事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 本事業の実施にあたり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。
- (4) 省エネルギー診断を受けて、自社のCO2排出源の特徴等を把握していること。
- (5) エコアクション21やISO14001を取得し、環境配慮型経営に取り組んでいること。
- (6) エネルギー量やCO2の削減対策に関する実施計画を策定していること。
- (7) 再生可能エネルギー由来の電力を使用又は調達していること。
- (8) 再生可能エネルギー由来の電力を県内に本店を有する小売電気事業者から調達していること。

5. 交付申請書の提出

(1) 提出書類リスト

「○」必須の書類、「△」場合によっては必要な書類、「－」不要

番号	提出書類		申請者	
			法人	個人
1	補助金交付申請書	様式第1号	○	○
2	事業計画書	様式第2号	○	○
3	誓約書	様式第3号	○	○
4	補助事業の実施に係る確認書	様式第16号	○	○
5	会社パンフレットなど会社概要が分る資料	添付資料1	○	○
6	見積書（見積内訳書を含む）の写し及び 相見積書（見積内訳書を含む）の写し 注）内訳書は補助対象経費を確認できるもの	添付資料2	○	○
7	事業実施場所の位置図（事業所周辺の見取り図及び、建物等 構造物の位置や補助対象設備設置位置が分かる事業所敷地内 の見取り図）	添付資料3	○	○
8	補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書	添付資料4	○	○
9	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注）発行日より3か月以内のもの	添付資料5	○	－
10	直近1期分の決算書 （貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一 般管理費内訳書、個別注記表）	添付資料6	○	－
11	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分	添付資料7	－	○
12	島根県税に係る納税証明書 注）発行日より3か月以内で、全科目において未納の徴収金がないことを 照明できるもの	添付資料8	○	○
13	従来の機器に対し30%以上の省CO2効果が得られることが確認 できる書類 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料9	△	△
14	導入する補助対象設備の仕様が分かる書類（カタログ、仕様 書等）	添付資料10	○	○
15	旧使用機器（使用をやめる機器）の仕様が仕様が分かる書類 （カタログ、仕様書等） 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料11	△	△
16	導入する補助対象設備の機器配置予定図	添付資料12	○	○
17	旧使用機器（使用をやめる機器）の機器配置図 注1）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る 注2）旧使用機器の配置が、導入する補助対象設備の配置と異なる場合に 限る。	添付資料13	△	△

18	旧使用機器（使用をやめる機器）の設置状況及び貼付された銘板が分かるカラー写真 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料14	△	△
19	省エネルギー診断を受診したことが分かる書類	添付資料15	△	△
20	エコアクション21もしくはISO14001を取得していることが分かる書類	添付資料16	△	△
21	エネルギー量やCO2の削減対策に関する実行計画の写し	添付資料17	△	△
22	再生可能エネルギー由来の電力を使用又は調達していることが分かる書類	添付資料18	△	△
23	再生可能エネルギー由来の電力を県内に本店を有する小売電気事業者から調達していることが分かる書類	添付資料19	△	△
24	その他、知事が必要と認める書類	—	△	

（２）申請受付期間

（１）第１回公募 令和８年５月20日（水）～令和８年６月12日（金）17時必着

（２）第２回公募 令和８年６月17日（水）～令和７年７月25日（金）17時必着

（３）第３回以降 順次

なお、予算が上限に達した場合は、第２回以降の公募は行いません。

公募締切後、書面審査し、予算が上限に達した場合には当該公募回の採択案件の中で交付決定額の調整を行い、採択いたします。

申請をご検討されている場合は、お早めに申請いただきますようお願いいたします。

（３）提出方法

正本１通及び電子媒体（CD-RまたはDVD-R）１部を、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便によりご提出ください。

（４）提出先

【申請に関する問い合わせ先、申請書の提出先】

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 商工会館４階

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL：0852-21-4809

【本補助金制度等に関する問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町１番地（島根県庁 東庁舎４階）

島根県環境生活部環境政策課 再生可能エネルギー推進係

TEL：0852-22-6514

(5) 交付決定

- ・申請書の内容を審査の上、採択となったものから順次交付決定します。
- ・交付決定を受ける前に補助対象事業に着手していた場合は、補助金を交付することができません。

6. 実績報告書の提出

(1) 提出書類リスト

「○」必須の書類、「△」場合によっては必要な書類、「－」不要

番号	提出書類	申請者	
		法人	個人
1	補助金実績報告書 様式第10号	○	○
2	事業実施報告書 様式第11号	○	○
3	取得財産等管理台帳 様式第12号	△	△
4	交付決定通知書の写し 注) 変更承認を受けた場合は、変更承認通知書の写しを含む	○	○
5	補助事業に係る工事請負契約書等の写し	○	○
6	支払い完了を示す書類 (領収証の写し等)	○	○
7	導入した補助対象設備のメーカー保証書の写し	○	○
8	補助対象設備の設置後の状況を記録したカラー写真	○	○
9	補助対象設備に貼付された銘板を記録したカラー写真 注) 銘板が鮮明に撮影されていること	○	○
10	補助対象設備の実際の機器配置図 注) 交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ	△	△
11	その他交付申請時又は変更承認申請時の提出書類のうち変更のあった書類 注) 交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ	△	△
12	その他、知事が必要と認める書類	－	△

(2) 提出期限

補助事業は、原則として令和9年1月31日までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は令和9年2月5日のいずれか早い日までの実績報告書提出が必要です。

(3) 提出方法及び提出先

本要領に定める交付申請書の提出方法及び提出先によるものとします。

7. 留意事項等

- 本補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付決定を受けて実施しています。
- 補助対象が重複する国（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。